肝付町普通財産売却一般競争入札公告について

1. 一般競争入札に付する売払物件

物件番号	所在地番	地目	地積	最低売却価格
1	肝付町前田3973番地２	宅地	282.42㎡	940,000円
2	肝付町南方426番地１	宅地	1,870.44㎡	3,087,000円
3	肝付町北方1916番地１	宅地	498.48㎡	2,195,000円
4	肝付町北方1950番地７	宅地	435.90㎡	1,838,000円
5	肝付町前田4915番地６.７	雑種地	334.00㎡	1,573,000円

2．参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項第２号から同項第６号までの規定に該当する者

(2)　集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者

(4)　町税を滞納している者

(5)　その他町長が不適当と認めた者

3.「一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書」の配布及び契約条項を示す場所

・肝付町新富98番地（肝付町役場　総務課）

・肝付町南方2643番地（内之浦総合支所　町民生活課）

4．入札参加申込書の受付

入札参加希望者は次の書類を提出すること。（いずれも発行後３ヶ月以内のものに限る）書類は、町ホームページからダウンロードするか、総務課又は町民生活課まで取りに来ること。

(1) 入札参加申込書
(2) 誓約書
(3) 住民票（法人の場合は登記事項証明書及び定款）
(4) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
（法人の場合は資格証明書（代表者事項証明書））
(5) 市町村税納税証明書（未納がないことの証明）

受付期間：令和８年11月４日（水）から
令和９年２月10日（水）まで（閉庁日は除く）
受付時間：午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）
受付場所：肝付町役場 総務課（本庁２階）
内之浦総合支所町民生活課
※郵送の場合：簡易書留郵便で令和９年２月10日（水）午後５時までに必着

5．現場説明会

物件について、町主催による現地説明会は実施しないので、当該物件の境界、規制等については、必ず各自で直接確認すること。

※現地確認の際は、周辺住民へ迷惑をかけないよう十分配慮すること。
（違法駐車、騒音、隣接地への無断立入、工作物類の損壊、ごみの投棄等）

6．入札及び開札の日時及び場所

日時：令和９年２月22日（月） 午前10時から
場所：肝付町役場 本庁 ２階 第２会議室

7．入札保証金　入札執行前までに最低売却価格の100分の５以上を納付すること。

8．落札者の決定方法

入札価格が町の最低売却価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。

ただし、落札者となる同価格の入札者が２以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじによって落札者を決定する。

9．入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となる。

(1) 入札参加資格がない者による入札
(2) ２以上の入札書による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
(5) 入札書の記載事項が明確でない入札書による入札
(6) 入札者の住所、氏名及び押印がない入札書による入札
(7) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(8) その他入札条件に違反したと認められる者による入札

10．契約保証金

入札終了後、契約日までに契約金額の100分の10以上を納付すること。

11．異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、落札者決定後はこの説明書、入札説明等の内容の不明確を理由として異議申立てを行うことはできない。

12．契約の締結

譲渡決定を受けた者は、譲渡を決定した日から30日以内に契約を締結しなければならない。

13．契約金の納入方法

契約締結の日から30日以内に、町が発行する納入通知書により契約代金を納付すること。指定期日までに納付しなかった場合は、契約は無効となり、契約保証金は肝付町に帰属するものとする。

なお、契約日までに契約金全額を即納することも可能であり、この場合、契約保証金は不要となる。

14．引渡し

契約金の納入を確認後、現状のまま引き渡しとする。

15．所有権移転登記

名義変更後の所有者は、必ず買受人（当該入札参加者）とする。

契約金の納入を確認後、買受人において所有権移転登記の手続を行うこと。

なお、当該手続に必要な諸費用（収入印紙、登録免許税、住民票等）は、全て買受人の負担となる。

16．その他

入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参すること。